

開催日時：令和3年10月8日（金） 12：59～15：35

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、吉添圭介内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、水本圭祐内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和3年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番1：保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止（内閣府、文部科学省、厚生労働省）>

（高橋部会長）期限の廃止は困難という御回答だが、その根拠については、提案団体からの見解で示された意見や、提案団体における保育の質を確保する取組も踏まえて、期限の廃止を求めている団体に対して丁寧に説明をしていただきたい。

（厚生労働省）提案団体である大阪市も含めて各自治体、待機児童の解消のために、いろいろ御努力をいただいていることは、非常に我々も認識をしている。ただ、居室面積基準については、保育の質、子供の生活環境に関わり、全国一律の最低基準であるので、この特例措置はあくまでも待機児童が一定以上いる自治体に対する特例ということで、できる限り早急に解消を図っていくというのが基本的な考え方。そこで待機児童の解消に向けたプランが、令和6年度末までとなっており、やはり国としては、その政策目標を自治体と一緒に達成したいという思いがあるので、そこに向けて自治体といろいろ御相談しながら、また御支援をしながら取り組んでいきたい。全国的な待機児童の状況を見ると、2年間で2万人弱から1万人強、そして直近の1年で半減する形で約5,000人と、待機児童の解消は全国的に進んでいる。新子育て安心プランの終期まであと3年半あり、期間内に全国で待機児童解消という目標達成も見えてきたと思っているので、ぜひ自治体と一緒に、その目標に向かって努力をしていきたい。

（大橋部会長代理）この特例措置は、平成26年のときから小刻みに延長しながら今日までやってきて、もう10年以上続いている。待機児童の問題は非常に難しい問題で、これまでの小刻みにやっていくやり方では、自治体の現場において、途中退所等を気にするような人を生み出している実情がある。全国的な傾向を説明いただいたが、提案は保育所の新設が難しいようなエリア特有の問題なので、全国で好転しているということだけでは、やはり理由にならない。特例を活用したこれまでの運用でも特に問題が生じたこともなく、待機児童数等の要件というものを課しながらやっているの、その要件を満たす限りについては、続けるという形にさせていただきたい。以上のことからすると、令和6年度末という期限は、短すぎるのではないかと考えるが、この点についていかがか。

（厚生労働省）我々としては、待機児童の解消は、政策目標として一刻も早く達成しなければいけないと思っている。令和6年度末までの延長であるが、今から3年半あり、決して短いとは思っておらず、むしろもっと早く解消しなければいけないと思っている。各自治体も、様々な工夫をいただいているので、現行のプランの期間中には待機児童の解消を目指して一緒にやっていきたい。我々としては、政策目標としてプランを公表している以上、それを超えて待機児童の存在を前提とするような延長は矛盾すると思っている。やはり節目節目でPDCAサイクルを回していくというのが基本であるので、節目節目で状況がどうなっているのか、お互いに検証をしながら、目標に向かって努力していくものが必要ではないかと考えている。

（大橋部会長代理）そもそもこの特例措置に期限を設けなければいいのではないかと。期限を設けずに、待機児童解消となれば、特例措置を終わりとすればいいだけの話であって、このような期限を設けるやり方が現場に対して圧力になっている。もう4回も繰り返しながらやってきているということなので、ここで1回やり方を見直したほうがいいのではないかと。

(厚生労働省) 先ほどの繰り返しになるが、待機児童の解消に向けて、着実に成果が上がってきていると思っているので、4年後のゴールを見据えてしっかり取り組まなければいけないと思っている。その期限という意味でも、あくまでも待機児童が100人以上いるところについての特例ということで、臨時的、一時的なものという制度の建付けであり、やはり政府全体のプランと整合性を取った期限が必要であるし、それを超えて、待機児童がいることを今から前提とした期限の設定の仕方は、やはり適当ではないと考えている。

(高橋部会長) 100人という要件の下、特例を活用すれば、待機児童がいなくなる。特例がなくなれば、逆に待機児童が出てしまうかもしれない。待機児童解消というプランと、この特例を例えば令和9年度末まで延長することは、論理的に矛盾する話ではないと思うが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 令和9年度というのは、どこから出てくるのか。

(高橋部会長) 5年ぐらいは必要ではないかと考えている。安定性や予見可能性とか、投資とか、人の採用とか、いろいろなものを考えて2年では短すぎるのではないか。これはずっと前からお願いしていることで、小刻みに延長されても、特例が廃止されるかもしれないみたいなどころで、責任をもって人を雇ったり、施設を整備したりできない。5年というのは、施設運営にとっては、1つの合理的な期間ではないか。

(厚生労働省) 2年なら短くて5年ならいいという根拠が分からないが、やはり一刻も早く、特例措置のない最低基準のもとで待機児童を解消することを目指していただきたい。また2年後の状況がどうかというのは、当然チェックし、御相談することがあるかもしれないが、あくまでも特例であるので、やはり節目節目でPDCAサイクルを回すというのが基本であると考えている。

(高橋部会長) まず、5年の根拠がないと指摘があったが、先例はあって、平成27年改正のときは5年延長している。その点で5年というのは、その先例を踏襲するという根拠はあり得る。繰り返すが、例えば、あと2年で特例が廃止され、定員が減るかもしれない保育所に誰が入りたがるのか。途中で通所できなくなるかもしれない保育所に誰が0歳児を預けるのか。厚労省の政策は理解できるが、期限を無理やり厚労省のプランのサイクルに合わせるといのは、利用者目線に立っていないのではないか。

(厚生労働省) むしろ利用者であるお子さんの保育の質の確保あるいは生活環境の改善をできるだけ早く実現するために我々は言っている。そこは各自治体において、受け皿をいろいろな工夫で拡大していただいていると考えている。大阪市も非常に努力をされており、3年間で6,300人の枠を拡大し、年間当たり2,000人枠を拡大されてきた実績もある。そうした中で、全国的にも待機児童の増え方が止まって、むしろ半減しているという傾向の中で、大阪市だけ違うということはあまりないと思うので、プランの中で達成していただけるものと思っている。

(高橋部会長) 大阪市の6,000人強という数字にしても、本特例を使いながら解消してきたものである。もう一つ言うと、保育の質に対する視点は分かるが、逆に言うと、いろいろな特例を使いながら、保護者の協力も得ながら、努力されて今まで問題がなかったという大阪市の取組に対して失礼なのではないか。

(厚生労働省) 皆さんどの自治体も御努力をいただいていると認識している。

(高橋部会長) 保育の質を確保するために解消する方向性が大前提であるとのことだが、利用者目線でいうと、2年後に追い出されるかもしれないような保育所にしか入れないということだと、利用することを躊躇するのではないか。だから、大阪市以外の自治体が使いたくても、この制度は使えないのではないか。せめて5年きちんと延長していただきたいというお願いをしているのだが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、特例は、あくまでも臨時的、一時的なものであるため、国全体としての待機児童解消のプランに合わせて2年間延長ということで、その後については、また、PDCAサイクルを回す中で、いろいろ御相談をさせていただくことは当然あると考えている。

(伊藤構成員) 2年延長して令和6年度末までということだが、そこで待機児童ゼロという目標を実現するためには、現在、特例措置が適用されている自治体において、その特例がなくなったとしても待機児童はなくなるという見込みを立てなければいけない。それは、自治体にかなり負担を強いるということになっていて、現に大阪市は、いろいろと特例のもとで頑張っているけれども、これが期限を迎えると、相当待機児童数が増えるという見込みを持っている。それも果たして令和6年度末で解消できるのかどうかというのが非常に不安だと考えている。かなりぎりぎり努力をやってそういう状況があるということを改めて御認識いただきたい。併せて、各自治体が令和6年度末までに、特例がなくなったとしても待機児童が解消できるという、そこに向けてのかなりの努力を強いるということに関して、改めてどういう御認識を持っているのか伺いたい。

(厚生労働省) 期限までに、特例のない状態での待機児童の解消を目指すというのが全体の政策の目標である。

確かに御苦勞をいただいているし、いろいろな創意工夫が必要だというのは、そのとおりだと考える。ただ、大変だからといって、これを避けて通っていいのかということとは違う。やはり特例のない状態での待機児童の解消に向けて、国も当然いろいろ支援をさせていただきたいし、相談に乗っていきたくて考えており、実現に向けて努力をしていくことは必要。大変だからといって、5年後でいいやとはならない。そこは節目節目でチェックし、御相談しながら進めていければと考えている。

(高橋部会長) ただ、繰り返すが、待機児童解消という政策目標と、特例の延長というのは、論理的に全く矛盾しないと思う。5年という延長の経験があるので、5年ということについては説明ができると思っている。現在2年と主張されている期限の延長を5年とすることについては、最終的な閣議決定までに、事務局とよく御調整いただければありがたい。

#### <通番4：市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」算定方法の見直し（内閣府、文部科学省、厚生労働省）>

(高橋部会長) アンケート調査にこだわることなく、ほかの方法でもできることを分かりやすく明示するということはありがたいが、アンケート以外の適切な方法を具体的に例示することについてはいかがか。

(内閣府) 令和2年度から始まった各市町村の第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における取組をよく見ながら、第3期の計画における量の見込みの算出方法について検討してまいりたい。

(高橋部会長) 現行の通知のもとでの実情を調べても、通知の内容に引っ張られた事例しか出てこない。やはり前提はアンケート調査だというニュアンスがあって、自治体の実務は、それに引っ張られたものとなっている。

前回も申し上げたように、アンケートにより施設を使う予定かと聞かれたら、私だったらとりあえず使うと答える。例えば、代表的な保護者にヒアリングして、実情を聞きながら、本当に施設を使うかということの抽出調査を行うようなことをすれば、アンケートよりもよほど正確なニーズが把握できるのではないか。

現状のようなアンケート前提の話ではなく、自治体の実務に合った負担がない理想的、効率的な動向調査は何かということ、内閣府として提示いただけるとありがたいが、いかがか。

(内閣府) 量の見込みの算出方法に係る手引きについては、子ども・子育て支援新制度が始まったときに、新しいアンケートとその取り方等について、分かりやすく市町村に案内する必要があるだろうということを示した経緯があるが、第2期計画まで終わると、市町村におけるニーズの把握の実績というものが、かなり積み上がってくると考えている。

また、受け皿整備も、新制度開始当初と比べれば進んでおり、その時点における子ども・子育て支援のニーズと、それに伴う整備計画の立て方については、例えば、今回の提案にもあったが、実績に基づく方法のほうの方がふさわしいとか、他の手段が基本となるというようなことも考えている。

それと併せて、追加共同提案団体からも意見があったが、潜在ニーズというものもあるので、やはり子ども・子育て支援法が様々な利用者の事情を正確に把握するということを規定している以上、限られた一部の人だけの声を聞くということではなく、潜在ニーズをどのように把握していくかということもよく検討していく必要がある。

(高橋部会長) 統計学的にサンプル数が500あれば、把握できるといわれている。一部といっても、統計的に有意なサンプルを使えばよく、偏った一部にヒアリングをしるという話をしているわけではないので、そこは理解していただければありがたい。

次に、どのぐらい早期に提示するかについてだが、自治体の作業量を十分把握して、より早期の提示をお願いしたい。

(内閣府) 第1次ヒアリングにおける議論、提案団体の要望も踏まえ、自治体負担の軽減という観点も含め、計画策定期限の1年半前より早期に示すことを検討してまいりたい。

(大橋部会長代理) 今日の説明を聞いていても、まず標準的なのがアンケートで、実態と乖離する場合には、効率的な手法をとれるというように見える。今回の提案は、自治体が既に十分にノウハウを蓄積して、様々な調査結果を示す方法を持っているので、アンケートとそのような方法が並列される形で、複数の算出方法があるということを示してもらいたいということである。これが実現されるという理解でよいか。

(内閣府) 先ほど申し上げたように、アンケートを例示したのは、第1期計画策定の段階においては、まさにどのように正確にニーズを把握するかということについて、それまで全く市町村にもノウハウがなかったためである。

先ほど部会長からも指摘があったように、全体の状況を把握するのに必要な方法が取れるのであれば、アンケート以外の様々な方法があり得る。

その中で、利用の状況を把握する典型的な方法としては、まずはアンケート調査が考えられるのではないかと、アンケートを1つの方法として提示をしているわけであるが、ここも含めて、第3期の計画においては検討してまいりたい。

(大橋部会長代理) 複数の方法が可能ということ、アンケートもその1つであるということをはっきり出していただかないと、今までの経緯もあり、自治体はアンケートに引きずられる感じがする。

(内閣府) 複数の方法があるということについては、明確になるよう検討していきたい。

アンケートにこだわっているように聞こえるかもしれないが、アンケートにこだわっているというよりは、きちんと利用者の事情を正確に把握することを必ずお願いしたいという意味で、その典型例としてアンケートがあるということを示している。

(高橋部会長) もう一つくらい典型例を出していただきたい。

(内閣府) 検討していく。

(勢一構成員) 手引という国が示したものに対して、やはり自治体は、それをどう理解して使っているかというところは、現場で問われることになる。

特に地方版の子ども・子育て会議などにどういう情報を示すかといったときに、手引きでアンケートが標準と読めるため、アンケート以外の形で示すということが事実上やりにくいという実態があると聞いている。これが実質的にアンケートをしなければならぬような状況になっていて、他方で、そのアンケートの方法において必ずしも現場の実態把握に十分な成果が出ていないというのが、たくさんの方の地方公共団体から同じようにコメントが出ている。やはり現場できちんと手引を参照しつつも、アンケート以外の方法で、しっかり状況が把握できるような形になるよう検討をお願いしたい。

(内閣府) 各自治体において、このアンケートも取りつつ、様々な量の見込みの算出に関する工夫をしていると考えられる。

そういった中で、もちろんアンケートに限らないということを明確にしていくことと、その他様々な方法があり得るということも、前提として検討していきたい。

一方で、幼児期における教育・保育の必要量とともに、あわせて地域子ども・子育て支援事業において、例えば、一時預かり、ファミリーサポート、それから、特に事情のある方のいろいろなショートステイなどの細かな支援の制度があり、そういったニーズというものは、やはりきめ細かく要望を把握していくということも必要である。

そこについても、各自治体が非常にいろいろな工夫をして、先進的な取組をやっていることも承知しているため、そういった事例を勉強しながら、この第3期に向けた手引を検討してまいりたい。

(高橋部会長) 力があるところは、先進的なことを幾らでもできるが、様々な行財政能力の自治体があるので、量の見込みときめ細かな把握というものをどこまで両立して全自治体をお願いできるのかということ踏まえて、ぜひ手引きを作っていたきたい。

手引きは、令和4年度に出せるか。

(内閣府) 1年半より前となると、令和5年度の半ばということになるが、それよりも早期の令和4年度ということ、今確約することは難しい。できるだけ早期にということで検討してまいりたい。

(高橋部会長) 令和4年度中にぜひやっていただきたい。どのような手引きが出来上がるかについては、フォローアップをさせていただく。

(内閣府) 努力する。子ども・子育て関連の様々な制度が、その時点でどうなっているかということもあるが、できる限り努力をしてまいりたい。

### <通番 32：地方創生関係の計画の整理・合理化（内閣官房、内閣府）>

(内閣官房) 「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」について、提案団体からの見解を踏まえ、手引きを改定する方向で検討したい。

技術的助言としてよりふさわしいものとなるよう、表現を改めるとともに、地方公共団体にとって参考となるよう、例えば、現行の手引きでは具体的な施策のそれぞれに対して、重要業績評価指標（KPI）を設定する必要があるとしているが、複数の施策をまとめて KPI を設定する例など、様々な選択肢があることを例示として追記

することを考えている。なお、効果検証の方法や総合計画等との一体化についても地方の実情を踏まえて、より広い選択肢となる事例を列記するなど、手引の記載の改定を図りたい。

改定の検討に当たり、地方公共団体の意見を十分に踏まえるため、今月7日付けでアンケート調査を発出した。調査結果をもとに、手引きの改定内容については、令和3年度中に検討し結論を得たい。

(内閣府) 交付金の交付に当たり、地方公共団体の申請を求めている地域再生計画と実施計画及び施設整備計画(以下、実施計画等)について、第2次回答からさらにもう一步踏み込んで事務負担の軽減を図るため、さらなる対応方針として、交付金の実施計画等の一部をもって地域再生計画と兼ねるといふ、実質的な一本化を図っていきたくて考えている。

具体的には、これまで地域再生計画と実施計画等は別々のものとして作成され、転記ツールの活用で事務負担の軽減を図ってきたが、今後は地方公共団体において、地域再生計画と実施計画等を1つのファイルで一体的に作成することによる実質的な一本化を考えている。

これにより、地方公共団体にとっては、両方の計画に共通する記載事項を各々に記載するというこれまでの作業が、一度記載することで足りるということで、実質的に共通部分も省略化できるという効果が期待される。提出窓口についても、2次回答からさらに踏み込み、窓口を一本化していきたくて考えている。

スケジュールのイメージについては、計画の一体的作成及び窓口の一本化は、速やかに検討するが、準備期間や例年の業務の対応もあるため、まず当面できることをしっかりとやった上で、改善を図っていきたくて。

交付金はしっかりと各省の縦割りを排して、内閣府が一元的に交付することとしている。地方公共団体とのキャッチボールを何回もやっているのだから、地方公共団体にとっては少し手間があるかもしれないが、地方創生につながるような具体的な施策を創っていくというのが売りでもあるので、我々としてはキャッチボールを引き続き行いながら、地方創生の取組みにつなげていきたくて。

(高橋部会長) KPIの活用状況等を調査した上で検討という話だが、どういふ調査をされて、どのように作業を進めていただけるということをお考えか。

(内閣官房) 既にアンケート調査は発出している。調査の具体的な内容としては、現行の手引きでは具体的な施策ごとにKPIを設定するようお願いしているが、実際にはどのような単位でKPIを設定しているのか、実態としてより大括りな形で設定している地方版総合戦略がどの程度あるのか、分野によって施策ごとあるいは事業ごとにKPIを設定しているようなケースがあるのか、といった事実関係を確認する調査である。

また、効果検証への外部有識者の参画頻度や、総合計画と一体的に策定している事例、関連する他の計画と一体的に策定している事例、効果検証に当たっての地方公共団体で行っている工夫等をお伺いし、手引きにつけ足していきたくて。

スケジュールとしては、10月下旬にアンケート調査の取りまとめ、必要なヒアリング等を年内にかけて行い、翌年3月までの間に、基本的な考え方を決め、令和4年度早期に改定を行いたくて考えている。

(高橋部会長) 承知した。

地域再生計画と実施計画等の一体的作成と窓口の一本化に取り組んでいただけることはありがたい。しかし、事業内容をブラッシュアップするために、地方とキャッチボールが必要なのだという話をいただいたが、各省がバラバラにキャッチボールするということはないのか。

(内閣府) 地方とのやり取りは内閣府で一元的にやっている。五月雨的なやり取りにならないようしっかりと対応していきたくて。

(高橋部会長) 関係府省が一堂に会して、集中的に審査するイメージか。

(内閣府) この交付金は、内閣府所管なので、内閣府から他の府省に計画を見ていただくようなことはない。審査は内閣府で行っている。

(高橋部会長) 地方公共団体にとって手戻りが起こるようなことはないという認識で良いか。

(内閣府) そういった手戻りはこれまでもない。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) 計画の記載事項の共通化による負担軽減だけでなく、現行で記載を求めている事項が本当に必要な事項か精査することや、大括りな記載を認めること、計画に変更が生じた際に毎回変更手続というのではなくて、軽微な変更の場合は手続を簡略化することといった細かな点についても検討いただけるのか。提案団体はその点を気にしているように受け止めているので、どのような検討をされたのかをお知らせいただくとありがたい。

(内閣府) 提案の趣旨として、記載内容がもう少し省略できないかということまで含んでいると認識している。特に資料に記載はしていないが、計画の記載内容が審査に不可欠なものばかりなのかという点についても、同時に点検をしているところ。今の計画の記載項目自体の見直しや簡略化も追加的にできないかということも併せて検討し、何らかの形で対応したい。

また、軽微な変更の場合は交付決定と交付決定の間に変更手続きができるような仕掛けを既に設けている。

(大橋部会長代理) その点が説明資料上顕在化していなかったのでお聞きした。ぜひそういったところまで含めて検討いただきたい。また地方公共団体に向けて明示していただければありがたい。

(内閣府担当) 承知した。

## ＜通番5：要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し（厚生労働省）＞

(高橋部会長) いつまでにデータを把握するのか。

(厚生労働省) 今年度中に、介護保険総合データベースからデータを抽出する。そのデータを踏まえて、議論を進めていく予定。

(高橋部会長) データベースがあるのであれば、すぐにでも一括ダウンロードをして分析すれば検討は可能ではないか。なぜ今年度中なのか。

(厚生労働省) 保険者である市区町村が実際に要介護認定を行ってからデータベースに登録するまでに数か月かかる。現時点では、7月分までしかデータがない状況である。令和3年4月から制度の一部を見直したところで、まだ、4月から7月までの4か月分ぐらいしかない状況である。その見直しの効果を見るためには、やはりもう少し幅広い期間のデータを収集する必要があると考えている。

また、介護分野においては3年に一度のサイクルで制度改正を行っており、この件に限らず、様々な制度改正について、令和4年度に社会保障審議会介護保険部会で議論することになっている。その際に、分析したデータを根拠資料として提出し、地方分権の視点から御指摘をいただいたことも共有し、議論させていただきたいと思っている。通常スケジュールであれば、関係者の意見を聞きながら議論したことを踏まえ、12月ごろに、論点をまとめた報告書を作成している。

(高橋部会長) 令和4年の年末に出された結論を踏まえて制度改正する場合、いつ反映されるのか。

(厚生労働省) これも介護に係る制度改正のスケジュールが3年1期のため、制度改正について議論した次の年に、報酬改定について議論する。そして、その次の年から制度の運用がスタートする。今年のちょうど4月から第8期がスタートしたので、その3年後ということで、第9期のスタートは令和6年である。令和4年末に、制度改正の論点をまとめた報告書が作成され、法律の改正が必要であれば、令和5年の通常国会等に提出する流れである。あわせて、令和5年度には介護報酬改定の議論をする。制度改正と報酬改定を合わせて、令和6年4月から新しい制度で運用を開始する。

(高橋部会長) 再度、7ページの説明をしていただきたい。

(厚生労働省) 1次ヒアリングでのご指摘を踏まえて、改めて、当時の部会の議論を確認した。資料に、「令和3年の制度改正の議論において有効期間の延長を検討した際、同様の割合を基準として考えた場合には、更新申請全体として有効期間を36か月からさらに拡大することが適切ではなかった」と書いているが、その中で、何らかの形で有効期間の拡大ができないかということで、この更新認定全体の中で区分を2つに分け、要介護度が直前と異なる人の割合が33.2%と、要介護度が直前と同じ人の割合が33.4%ということなので、ここの数字に着目して、片方が33.2%だったので、もう片方のほうも33%ぐらいで延ばしてもいいのではないかとこの考えに基づき、数字を見直したという趣旨である。

(高橋部会長) 着目点が異なるということは理解したが、受け取る側からすると、およそ4割というのは同じだと思う。厳密な議論をしなくても延ばすことができるのではないか。

(厚生労働省) 8ページにお示したように、認定後に要介護度が変わる者について、特にその初回のほうは軽度化の割合が多いというデータがある。状態に変化があれば、特に重度化すれば、むしろ手厚い介護を受けられるから自主的に変更申請を行うだろうし、軽くても適正な給付という観点からケアマネが指導するのではないかとご指摘が部会長からあったが、性悪説に立つわけではないけれども、軽度化の場合にはきちんと申請されない可能性があることを懸念している。令和3年度の制度改正にあたって部会で議論した際の報告書において、重度化した場合に、きちんと変更申請することが重要であるということも書かれているため、今回は、そのような考え方も念頭に置きながら議論していくということが必要であるし、そういう議論になるのではな

いかと思っている。

(伊藤構成員) 再度、データを収集し、分析することのだが、場合によってはほとんど同じ傾向のデータが出てくるという可能性もある。その場合であっても、やはり市町村の側の負担が非常に大きいということであるから、何らかの対応を検討いただきたい。

(厚生労働省) その点は、データを見てみないことには、確実なことは申し上げられないところではあるが、前回の更新申請を延長した際の議論でも市町村側の負担を軽減するという論点についても挙げながら議論をしていただいたので、そういったことも勘案しながら、さらに議論が深められるよう、私どもも努力してまいりたいと思う。

(高橋部会長) これだけ要介護者が増えてきているので、御専門家の方は厳格にとおっしゃると思うが、自治体の担当者をはじめとする現場の負担も考えながら、ぜひご検討いただきたい。

続いて、介護認定審査会の簡素化について伺いたい。資料の10ページに、令和3年度中に調査を実施とあるが、取りまとめも令和3年度中に行われるのか。

(厚生労働省) この調査の取りまとめは令和3年度中に終わらせる予定。制度改正の議論であるため、検討は令和4年度と、期間の見直しの議論と同じスケジュールで検討を進めていくことになる。実際、制度改正をするとなれば、令和6年4月からの運用である。

(水本参事官) これから検討していただくと思うが、仮に介護報酬に関わらないような手続な簡素化であれば、場合によってはもう少し早くできるのではないかと思うが、その辺りは、また、事務的に相談をさせていただきたい。

(高橋部会長) 指摘の通り、介護報酬に関わらない措置であれば、令和6年4月よりも早く対応できるのではないか。

(厚生労働省) 不必要に先延ばしをするつもりは全くないが、実施時期についても、要介護認定の標準化とか適正化等の観点も含めて、介護分野全体での検討が必要と思っている。前回のヒアリングにおいても事務負担をどう考えているのかというご指摘をいただき、大きな宿題もいただいたと思っている。そうした中で、一部早めのできるものがあれば実施するつもりであるが、その点はよく検討させていただきたい。

(伊藤構成員) このアンケート調査も、現行の制度を前提とした簡素化の工夫だけではなくて、やはり現行制度でどういう支障があって、そこがクリアされれば、どういう簡素化のメリットがあるのかということも、ぜひ、聞いていただき、取り入れていただきたい。

(厚生労働省) 今の御指摘なども踏まえて、調査のほうは設計してまいりたい。

(高橋部会長) 要介護者がこれだけ増えてくるので、制度が回っていくためには、今までできていたところができなくなってきたところは、正確性との兼ね合いもあるだろうけれども、合理化していく必要がある。今までやっていらっしやったという話であるが、ぜひ早期に負担軽減する措置をお願いしたい。

(厚生労働省) 前回のヒアリングにおいて、申請から処分まで法定30日以内だけれども、対応できていない自治体もあるという御指摘があり、当局はどう考えているのだというような御質問もいただいたところで、我々も重く受け止めている。この要介護認定に絡む現状の課題をきちんと把握して議論をしたいと思っている。

繰り返しになるが、基本的には、制度改正は3年に1回のスパンであることから、令和6年度の施行を想定しているが、検討の結果として、法律改正であれば国会を通さなくてはいけないが、例えば事務連絡等で実施可能なものとか、例えば、あるものを始めても、ほかのものが追いついてこないとかできないとかというものもあって現場が混乱してもいけないので、そのような混乱が想定されない改正であれば、不必要に先延ばしというつもりではない。そうしたものは、令和5年度から早期に実施することも十分考えられると思うし、そうした視点で検討はしたいと思っている。

(高橋部会長) 単純に考えると、要件を絞ったものは包括的に委任してしまうとか、1人の委員に委任してしまうとか、委員の目が必要だというのだったら、委員会の合意ではなくて、要件を絞った上で、前もって委任してしまうとか、やり方はいろいろあると思う。ぜひ、その辺も含めて御検討いただければありがたいと思う。ぜひ目に見える形での省力化をお願いしたい。

#### <通番7：管理栄養士による居宅療養管理指導を可能とする見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 介護報酬に関わるといっても、まだまだ使われていないところを広げようということなので、大きな改正だとは思えないが、令和6年4月まで待たなければならぬものなのか。

(厚生労働省) これは介護報酬の算定要件ということになるため、報酬の在り方とセットで議論し、改正を検討する。

(高橋部会長) 現に使われていないし、望ましいから広げようというときに、多分、数百万円、数千万円レベルの話だと思うが、それでも巨額な介護保険財政の報酬改定の中に流し込まないと、一歩も動かないのか。

(厚生労働省) 一度、現在の形で制度を作ったのであるから、それを活用していただくために我々も取り組んでいく必要があると思っている。東京都では、栄養ケア・ステーションに所属する管理栄養士の居宅療養管理指導の実績がない。これは、居宅療養管理指導が、御自宅に伺って実施するものであるため、新型コロナウイルス蔓延状況の東京都では実施が難しかったと考えている。居宅療養管理指導自体の実績としては、管理栄養士の居宅療養管理指導の（Ⅰ）のほう令和3年の6月時点では7,322件、今回の提案で対象となっている（Ⅱ）のほう728件という状況で、4月、5月、6月と少しずつであるが、増えてきているという状況も我々としては把握している。今後、緊急事態宣言も解除された中で、どのような形で進んでいくのかといったことも勘案しながら、今後も把握していきたいと考えている。

(高橋部会長) 前向きに御検討いただければありがたいが、7,000件というのもまだまだだと思し、薬局の管理栄養士さんを活用するという方向も重要だと思うので、前向きに御検討をいただきたいと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 管理栄養士が居宅療養管理指導に必要な業務に精通しているかという質の観点や、サポート体制なども重要であるから、そういった点についても実態を把握しながら検討したい。

(大橋部会長代理) 医療機関にいる管理栄養士さんは忙しくてなかなか対応できず、栄養ケア・ステーションのほうはまだ数が少なくて対応できない。そのように、目詰まりしているような制度の運用を一生懸命実態調査して、そこをクリアしてから今回の提案内容を検討するというのではなくて、今回の自治体の提案は、薬局の管理栄養士さんを利用してもらえれば、十分こういう居宅療養管理指導について、潜在的な需要があるので、新しい制度構築をしたいということである。条件や経験が必要なのであれば、それを条件付けるような形でもよいのではないかと。現行制度の実績を分析してから、新しい制度を検討するという直列型ではなくて、並列で検討をお願いできないか。

(厚生労働省) 薬局自体は、もともと栄養指導を行うことを想定している場所ではないので、薬局における管理栄養士の業務内容や医師とどのように連携してやっていくのが課題である。先ほどご指摘のあった必要な業務経験、スキルなどについては、今回の拡大の経験も踏まえ、議論をさせていただきたいと考えている。

(大橋部会長代理) これは新しい制度をつくるという話なので、今までの薬局を前提としての議論ではない。医師の方からどれくらいのコントロール、指示があればいいのかとか、その場合の条件として、どんなものがあればいいのかと、そういうところを詰めながら議論をしていただきたい。

(厚生労働省) そういう面では、まさに医師との連携状況とか、そういうところもきちんと実態も調査して、また、御意見も聞きながら、よりよい制度になるように、我々のほうも検討を進めたい。

(高橋部会長) では、引き続き、よろしく願います。

## <通番6：介護保険負担限度額認定証の認定期間の延長（厚生労働省）>

(厚生労働省) 配布資料の22ページを御覧いただきたい。○の1つ目が、負担限度額認定証の認定期間について1年を2年以上とするなど延長して、事務の簡略化を図ってほしいというものだが、有効期限を2年とした場合に、確かに一定の事務負担の軽減が見込まれる一方で、2年目に収入要件について市町村民税が非課税であっても所得金額などに変動があった場合、その認定証の返還の徹底を求めることや、その返還前に給付を受けた場合の過誤調整の事務が発生する。この件に関して、27ページを御覧いただくと、御指摘あるいはその後の書面での御指摘も踏まえ、我々で保険者規模の異なる幾つかの保険者をピックアップし、ヒアリング調査を行ったところ。総じて申し上げますと、確かに事務負担は軽減するが、一方で、認定証の返還など、新たな事務負担が生じ、加えて過誤調整の負担が生じるのではないかと、個々人で有効期限が異なってしまうと、管理も事務方としては大変だといった意見が多かった。そうした面で、22ページに戻っていただくと、やはりその保険者の事務負担が増大するおそれがあると認識しているところ。

今回の2次ヒアリングでも、2次回答の3つ目の○に書いているが、原則的な有効期間は1年間が適切だと考えているけれども、通知は、技術的助言であることも踏まえ、収入や預貯金等の変動により給付の対象外となるケースの実態や、過誤調整事務の発生見込み等について把握して、対応要否を検討してまいりたい。

特に当面の対応は、この提案自治体を含めて、もし2年でやってみよう、あるいは2年でやるといった自治

体があれば、ぜひやっていただき、過誤調整事務の発生状況や負担の面がどのようなものか、ぜひ我々にも教えていただき、検討を進めていきたいと思うし、事例を市町村の担当者に紹介するという対応を当面させていただければと思っている。

(高橋部会長) このヒアリングは、内閣府地方分権改革推進室と一緒に実施したものか。

(水本参事官) 厚生労働省で、独自に行ったものである。

(高橋部会長) このような調査をされるとなると、我々の事務局とも一緒に団体としての見解を出していただければありがたかった。ぜひ今後の調査は、その方向で御配慮いただければありがたい。

その上で、確かにこのような意見もあるのは理解するが、団体によって事情は様々だと思っている。そういう意味では通知ということもあり、団体のメリット、デメリットの判断で団体がきちんと考えるのだと思う。実施して駄目だったら1年に戻すなど、今可能だとの形で、2年も可能なだと通知を出すのは無理なのか。

(厚生労働省) 先ほども部会長から御指摘があったが、本調査も事務局が同席していない点で、調査の中立性の懸念もあるのかもしれないのが、我々としては、中立的な意見をいただいたと思っている。

また、先ほど申したように、我々の伺った自治体の中では、どちらかという懸念の声が多く、技術的な助言を前提とした上で、2年で実施するか聞いたところ、どこも2年でやるとの意見はなかった。

他方で、実際に現場の声で、この地方分権の会議には、複数の団体から2年にしてほしい意見を十分に把握しており、我々としては1年が適切だと思っているが、逆に2年でもよいと明示的に書くのはどうかと思う。技術的助言がはっきりしないのであれば、その辺は通知を少し書き換えるなど検討したい。

(大橋部会長代理) 本提案の共同提案団体の数は、決して少なくない。大阪市や広島市のような大きな団体からも出ている提案で、抽象的な懸念で言っているのではない。あるところは1,600件といった数字で事務負担が1年に生ずる、それに伴って申請漏れや申請書の不備のような事務手続が大量に発生し、他方で過誤調整は、非常に件数が少ない。こうしたことを具体的に数字を挙げている自治体もあり、そういう提案に対して、今回のような懸念があるという言い方では、回答にならない。自治体によって事情が違う。

(厚生労働省) 私どもが聞いた自治体でも、それなりの規模の自治体、例えば数十万人の65歳以上の1号保険者がいる団体についても、それなりの件数の過誤調整が出てくるので、この低所得者に対してお金を取り戻す作業が増える懸念が非常に大きいと。私どもが聞いた範囲では基本的には皆1年でやりたいとのことで、1年が基本なのだと思う。ただ、繰り返しになるが、技術的助言なので、2年も完全に排除されているわけではなく、実態を見ながら判断をしていきたい。

(大橋部会長代理) どこに聞いたのかの範囲も具体的に示さず、アンケート結果としても具体的に数字を挙げない前提で、この提案で出ている具体的な支障と比べるというのは、無理な話だと思う。技術的な助言であっても、やはり政策である以上、エビデンスとかデータに基づくのは当たり前であり、責任が不十分である。

(高橋部会長) 悪いけれども、貴省から聞かれれば、担当は皆1年が基本と答える。私が、もし地方公共団体の職員でも同じ答えになると思う。

実際に大橋代理がおっしゃったように、結構な数の追加提案団体があるわけで、団体として責任を持ってやりたいと言っている。自分が聞いたらこうだというだけで、できない話は大橋代理がおっしゃったように成り立たないのではないか。そういう意味ではこのようなメリット、デメリットがあり指摘されているので、そこは1年のやり方もあるし、2年のやり方もあるとの通知は、何で出せないのか。

(厚生労働省) 私どもは基本的な考え方として、補足給付は低所得者向けの所得や預金残高に応じた公費を入れた仕組みのため、制度を適正に運営していくことに重きを置き、このような仕組みを基本的に考えていると思っている。

(高橋部会長) 結局、今、地方に聞いている懸念は理由にならず、厚労省としてこのように考えているという話に聞こえる。内閣府地方分権改革推進室と一緒に本格的な検討、実態把握をしていただければありがたいが、当面のやり方として、どのようにするかの話だと思うが、そこは実際上できるとの自治体があるにもかかわらず、1年が原則だと言い張る理由が、私は本当に分からない。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、あくまで技術的な助言の前提の上だが、2年を明示するかは別として今出している通知、配布資料の26ページの表現ぶりからすると、これはもう本省が、何が何でも1年でやるという意味だと自治体が解釈するのであれば、少し工夫できないか検討したい。また、2年でもやるとの自治体があれば、例えば、我々のほうに照会いただき、個別にお答えする形でも結構である。そこでやはり懸念にすぎないとおっしゃるかもしれないが、やはり懸念をかなり示されているというのが我々のヒアリングした結果である

- ため、2年をお勧めするような技術的助言はできないと考えている。
- (高橋部会長) 2年にしろとの通知を出していただくという話ではない。自治体の責任で2年とすることを妨げないと書いていただければありがたいのである。そこはできないのか。
- (厚生労働省) 技術的な助言を前提とした上で、ほかに技術的な助言に、何々を妨げないと書いているのかどうかも含め、我々のほうも調査不十分であるので、2年と明示するかどうかは別として、懸念にうまく応える方法はないか、表現ぶりはないか考えたい。
- (勢一構成員) 確かに現状把握する点は、地方分権改革の提案の中でも、これまで何度も調査が行われてきた。やはり調査の仕方によって、当然出てくる回答が異なってくる。誰が、どこの省が聞くのか等によって、当然担当者の回答は変わってくるわけで、データを共有し、どう判断できるかという議論をさせていただきたいのが部会の議論である。ぜひ調査については、内閣府地方分権改革推進室と一緒にここで詳細な数値も全部出せるような形で示していただき、議論をさせていただきたい。
- (高橋部会長) フォローアップになると思うが、実態を調査し、通知の出し方について工夫し、事務局とよく調整いただきたい。
- (厚生労働省) 御意見をきちんと受け止め検討したい。

#### <通番14：市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し（厚生労働省）>

(厚生労働省) 資料の29ページについて、介護保険の計画、期間は3年1期としており、足元は第8期でこの4月からスタートしたところ。

この介護保険事業計画の期間を3年1期ではなく、6年に延ばせないかとの提案で8月の際も議論があり、制度改正や報酬改定に絡むが、それに応じ第1号被保険者の保険料が決まる。サービスの見込み量に応じて、保険料の設定、特に第1号被保険者、65歳以上の方の設定などもされているところである。

我々としては、サービス量の見込みをした上で、このような保険料にも跳ね返ると思っている。2次回答の○の2つ目のところでは、3年経過後にサービス量の見込み、保険料の見直しと合わせてする際には、そのサービス量の見込み、そしてその確保方を示さなければならない。特に目標どおりに基盤整備が進んでない場合などにサービス費用を負担する被保険者、住民への説明責任も果たせないものではないかと考えている。前回も苫小牧市から具体的な要望があるということで、例えば、○の2つ目にある介護予防や重度化防止の取組は、資料の33ページ御覧いただくと、赤字で困っている上のほうの一般介護予防事業に該当するが、これも地域支援事業の一環として、介護保険料に跳ね返る取組である。やはりこのようなところも3年に1回見直していただかなければ適正な保険料の設定にできないため、保険料算定と密接不可分かと思っている。

また、PDCAのサイクルでの検証が非常に大変だと御意見もいただいており、3つ目の○の※印で、PDCAサイクルの活用、特に介護保険事業計画に限らず、介護保険のいろいろな取組でもPDCAサイクルを回すと言われている。

介護保険は制度創設から20年経ったところであるが、配布資料の32ページに資料で予算面からPDCAをしっかり回すようなインセンティブを自治体に与える観点で、平成29年度の地域包括ケア強化法で交付金を創設し、PDCAサイクルの取組を制度化したところ。当初、全国で200億円であったが、さらにPDCAサイクルの取組を強化するため、令和2年度からは予算を倍増した。しっかりやっていただいている自治体には、より重点的に評価して配分するとした。こうしたことでPDCAは別にこの計画に限らず、やっていただいていると思っている。

この計画との関係で言えば、資料の29ページに戻るが、例えば2年やって3年目でまだ見直すまで十分なことが判明していない場合であれば、無理やりに3年目で、PDCAの見直しをしなくてはいけないわけではない。

また、施設整備も3年間では完了しないとの御指摘もあったが、4つ目の○において無理に3年で完結しなければならないのではなく、自治体によっては、より長期的な視点から定めているところもある。我々としては、保険料などとの関係もあり、自治体の負担が大変なのは十分分かるが、これは介護保険の根幹に関わるもので、保険料を払う国民との関係もあるため、介護保険事業計画の3年の点は、6年にするのは難しいと思っている。

ただ、計画策定業務の負担が大変だと意見があったので、この計画策定に関する面での負担軽減や、自治体の介護保険に関する業務負担の面では、政府全体の方針として自治体業務の標準化やシステム化に取り組んでおり、その一環として介護保険システムの標準仕様書の作成、システムのクラウド化なども取り組んでおり、それらも含めて負担軽減を考えていきたい。

(高橋部会長) 2次回答にもあったが、必ずしも政策効果の検証で十分にPDCAサイクルに反映できていない部分

があることは貴省も承知されている。サービス量の見込みと介護保険料について、3年ごとにやらなければいけないのかもしれないが、それとは別に、政策効果を検証して施策に反映させることは、6年にしていただき、3年で顕著な形で変われば、それは反映させる。全市町村にとにかく3年で回せとは、極めて厳しいと思うのだがいかがか。

(厚生労働省) 特に小規模な自治体であれば、職員の方もかなり限られるので計画策定が負担だとの声は承知をしており、私も自治体に出向しているとき、話も聞いているため、状況としてはできるだけ簡素にしたいとは思っている。ただ、やはり全て6年がふさわしいかといえば、そうではなく、1年で結果が出るものもあれば、5年かかるものもあり、いろんなものがあると思う。私どもとしては、サービス見込み量があり、その前提として、介護ニーズの調査をし、サービス見込み量、保険料が出て、確保策が出るのが1つのパッケージだと思っており、負担にはなると思うが、ここの根幹は崩せない。

(高橋部会長) そこは切り分けられるものは6年に寄せ、3年でやらなければいけないものは、3年で切り分け合理化することはできないのか。

(厚生労働省) 切り分けるとなっても3年タームで調査をし、サービス量を出し、保険料を出し、回せるものはPDCAを回してのサイクルは変わらないため、業務量はほぼ変わらないのではと思う。ただ、回すこと自体は同じで、6年間変わらないものは、多分そんなにはないのではないかなと。

自治体が、それぞれの定め方をしており、例えば、3年に1回、非常に抽象的な目標を掲げているような自治体もあれば、精査に1年ごとに数字の目標を立てている自治体もある。一般介護予防事業でも、資料の33ページのアイウオエと5個項目が柱だけ書いているが、このような取組を今後やると書いている自治体もあれば、ブレークダウンし細かく定め、3年でやるのが書いてある自治体もある。このような資料は各自治体のホームページなども公表しており見ることが可能である。

今、政府全体として、諮問会議、あるいは改革工程表もそうだが、自治体のいろんな取組を見える化をさせる、また、自治体の間でお互いの比較をし、地域間格差の縮小に努めるようにやる一環で、先ほどのインセンティブの交付金なども導入されており、最終的には自治体の判断にはなるが、数字で示して、自治体関係者への説明責任という観点から取り組んでいる自治体もある。

逆に6年になると、正直なところ我々としては、介護の取り巻く諸状況を鑑みると、割と環境が変わっていると思う。コロナの話、認知症の話もあり、介護予防、フレイルという概念も出てきて、そうした中で、取組をしなければいけない。また、介護保険料も導入当初は3,000円を切る水準だったが、この第8期からは6,000円で倍になり、今後の推計をしても、一定の仮置きはあるが、9,000円ぐらいにはなるのではといった見込みもあり、やはり給付と負担の在り方の見直しもしなければいけない。そうした中で、自治体としても負担していただくためには、根拠ある数字を示さなければいけないため、我々としては数字を掲げ、3年に1回の今のやり方を維持していく必要があると思っている。

(大橋部会長代理) 先ほど、小さい地方公共団体が困っていると例外的な言い方をされたが、提案団体の中に神奈川県のような行政能力のあるところもあり、そこでもやり切れないとの話が出ているので、一部に矮小化された話ではない。

2次回答の中で、PDCAサイクルが大事で国民への説明責任との話が書かれているが、3年でPDCAなど回せるはずもなく、非常に計画の使い方として無理がある。3年の中で取組がまとまらなければ、次期に持ち越してもいいのだとのことだが、これは3年計画が破綻していると、自ら言っているようにしか見えない。例外に止まるのであれば分かるが、この仕組みだと多くのものが持ち越しになってしまう形であり非常に無理があるとの印象を持つ。

期間延長の提案と今の3年で持ち越しのやり方と大差ないのだというが、提案団体に聞くと計画を1回1回作るとなると、各種調査から始まり、委員会を開いたり、アンケートを聞いたり、2,000時間以上の時間を費やしているとのことであり、事務負担として具体的に数字が出てきている計画を作り替えさせるのは、自治体にとって膨大なコストを要求しているのだとの認識が薄い感じがする。そこが提案の基礎にあるので、3年で報酬改定というのであれば、料金に連動するものは3年で見直せばいいとしても、影響しないものは、6年の中で想定し、政策をPDCAで回していくやり方が本筋ではないかとの気がする。

(厚生労働省) もちろん、3年間の中で全部PDCAができるわけでは当然ないと、私どもも認識している。

例えば、アウトカム指標として、要介護認定率の低下を掲げた場合、市町村が取組を始めて、目に見えた効果が出てくるのは、4、5年ほど経ってからになる。ただ、そのアウトカムの手前で、アウトプットとして出

てくる、例えば、介護予防教室の参加率などで中間評価できると考えている。その上で、アウトカム指標として、翌期にまたがって要介護認定率を評価していくとしている自治体は、私の承知している範囲でもあり、基本はそのようなやり方でやっていただくのが政策の一貫性からすると、望ましいのではないかと思う。

そのため、基本は3年で刻みながら必要なものは少し長いスパンで考えていく、ただし3年間の財政的なところはあるので、そこは動かさない。また、保険料に関わるものと関わらないものをクリアになかなか分けられないと、ほとんどがかなり保険料に関わってくる、財政に関わってくるものではないかと思っている。

(高橋部会長) 保険料に関わるといっても、例えば、0.001%関わるものや、これをやると1%関わって変わってしまい保険財政の観点からコントロールしなければいけないなど、いろんな関わり方があると思う。それを0.001%まで全部保険料に関わるから全部やらなければいけないとの発想で運用されると、それは回らないのではないかと思う。その辺りは切り分けて根幹的なところと根幹的ではない、ある種、微調整の部分、本当のミリ調整の部分は切り分けてというお願いをしているのだが無理なのか。

(厚生労働省) それは、にわかになんかどういふことができるのか、何とも言い難い。

(高橋部会長) そのような発想で考えてみてとお願いしているので、今答えを出せと言っていない。なるべくPDCAサイクルを自治体に負担のない形で回せるように、これから検討して欲しいとのお願いである。今固定化された標準報酬改定が3年なのだから、3年で回すのは当たり前だとの発想ではなく、6年の中で切れる部分と3年で見られる部分があるのではないか。

先ほど言ったような5年の話についても、3年時に中間評価をやればいいのかとの話だが、計画の中で別に中間評価なら、計画の形でやらなくてもいいわけである。別に簡便な形で中間評価などはできる。自治体の住民に対する説明責任の観点からすると、何も重い計画の形でやらなければ、自治体に対する説明責任を果たせないわけではないと思う。大橋部会長代理は計画の専門家、3年のサイクルなど計画ではあり得ないと言っているのだから、もう少し長期的なサイクルを回せる政策的なところは6年でやれるよう柔軟に切り分けるように努力していただきたいとお願いしている。

(厚生労働省) 我々も、例えば苦小牧市のお話で具体的な項目、提案をいただいていたため、苦小牧市の計画などを見させていただいた。逆にいうと、あくまでも自治体の判断だが、例えば3年で変えなくても同じような目標が書いてある部分もあり、自治体によっては細かくブレークダウンして書いているところもある。全国数多くの自治体があり、介護保険の根幹に関わる問題で、自治体の負担軽減の観点も大事だが、その他の観点も重要であるため、我々も全く検討しないわけではなく、御指摘もあつたため、検討したい。

(伊藤構成員) 繰り返しであるが、例えば、PDCAを回していくとアウトカムの指標を把握することが必要であり、それは必ずしも3年でできないものもあるとおっしゃったわけだが、例えば、6年にしてある事業については、ある程度長期的な観点からPDCAサイクルを回すことを前提として、もちろん報酬改定は3年に1回あるため、その中間的な見直しも、当然中に埋め込むことが考えられる。だから、原則6年として3年で見直すことをパッケージとして考えるのも1つあり得るのではないかと思う。3年で全く何もしないところはほとんどないし、介護報酬に必ず関わってくる事業をやっているため、それはそのアウトプットしか出ていないが、検証し、形をうまく組めば、別に6年の計画の中で3年見直しのスキームでやれば、それほど違和感なくできるのではないかと思う。もちろん、3年でやりたいところは3年でやればよいような形で、全体の計画の期間をある程度柔軟にすることも考えられるのではないかと思っている。

(高橋部会長) そのような御指摘もあるので、この提案を機会に、負担軽減だけで言っているわけではなく、少し頭の発想を変えていただき、できることはないか長期的に考えていただければありがたい。

ただ、閣議決定についてどのように反映させるかは、事務局とよく相談いただければと思う。

(水本参事官) 非常に難しい案件であることは承知しているが、自治体の負担は非常に大きいのも事実なので、ぜひ実質的に負担が減る形で検討ができればと思っている。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)